

○大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例

平成11年12月15日

条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項に規定する準用河川(以下「準用河川」という。)の占用料及び採取料(以下「占用料等」という。)の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 市長は、法第100条第1項において準用する法第24条の規定による準用河川の河川区域内の土地の占用の許可(以下「占用の許可」という。)及び法第100条第1項において準用する法第25条の規定による準用河川の河川区域内の土石等(土石(砂を含む。))及び河川の産出物をいう。以下同じ。)の採取の許可(以下「採取の許可」という。)を受けた者から占用料等を徴収する。

(占用料等の額の算定)

第3条 占用料等の額は、別表のとおりとし、次に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 占用の許可を受けた期間(以下「許可期間」という。)が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- (2) 占用の許可に係る物件又は採取の許可に係る土石等の種類ごとに別表に定める単位について、当該単位に満たない端数があるときは、これを当該単位に切り上げて計算する。
- (3) 占用料等の確定金額の全額が100円に満たないときは、その全額を100円とする。

(占用料等の徴収方法)

第4条 占用料等は、占用の許可又は採取の許可の際に徴収する。ただし、占用料については、許可期間が1年を超えるときは、初年度分については占用の許可の際に、次年度以降の分については当該年度分をその年度の5月末日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日)までに徴収する。

(占用料等の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料等を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する場合
- (2) 公益上その他特別な理由により市長が必要と認める場合

(占用料等の不還付)

第6条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用の許可又は採取の許可を受けた者の申請に基づき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第2項第2号の規定に該当する場合
- (2) 天災その他不可抗力により、準用河川の河川区域内における土地の占用又は土石等の採取が不可能となった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第98号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第84号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、ホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市レンタサイクル条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市いまいち山荘条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金(指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。)について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

(平16条例98・平24条例84・平25条例39・一部改正)

1 占用料

種類	単位	占用料(年額)		摘要
		1級地	2級地	
電柱	1本	円 890	円 890	
電話柱	1本	330	330	電柱を除く。
鉄塔	1本	1,130	1,130	
建築物	1平方メートル	1,410	410	用途を問わず、屋根及び柱を有するもの
通路及び通路橋	1平方メートル	1,130	260	幅4メートル以下のものを除く。
物置場	1平方メートル	260	120	屋根のないもの
作業場	1平方メートル	70	40	屋根のないもの
広告板	1板	2,830	1,410	板面2平方メートル未満のもの
	1板	5,670	2,830	板面2平方メートル以上のもの
広告塔	1基	22,730	11,360	最大径1.5メートル未満であって高さ5メートル未満のもの
	1基	42,220	22,730	最大径1.5メートル以上又は高さ5メートル以上のもの

備考

1級地 市街化区域

2級地 市街化区域以外の区域

2 採取料

種類	単位	採取料	摘要
砂	1立方メートル	円	
		97	
砂利	1立方メートル	154	
れき	1立方メートル	77	
栗石	1立方メートル	169	
転石	1個	20	径20センチメートル以上60センチメートル未満
	1個	56	径60センチメートル以上90センチメートル未満
	1個	61	径90センチメートル以上
かや	1束	20	1束は、長さ1メートルであって周囲1メートルのものとする。
笹・柴類	1束	36	1束は、長さ1メートルであって周囲1メートルのものとし、樹木及び竹は時価により評価する。